

令和7年度

議会改革調査特別委員会 会議録

令和7年12月12日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和7年度

議会改革調査特別委員会

令和7年12月12日（金曜日）第1号

◎調査事件

議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

◎出席委員（8名）

委員	長	平野隆雄	副委員	長	藤山 大
委員	員	杉村志朗	委員	員	佐藤孝男
委員	員	小鹿昭義	委員	員	平沼昌平
委員	員	木村 隆	委員	員	熊野茂夫

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した議員

議長 溝部幸基

◎出席説明員

なし

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
議会事務局議事係	角谷里紗		

○委員長（平野隆雄）

おはようございます。

ただいまから、議会改革調査特別委員会を開会いたします。

ただちに、会議を開きます。

本件につきましては、令和6年度定例会6月会議において、本委員会に付託されました「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」でございますので、ご了承願います。

前回の会議においては、議員定数・歳費、議会改革の見直しの3つの検討項目について、特別委員会としての方向性を確認しております。

本日は、前回確認した検討項目のうち「議会改革の見直し」の具体的な内容について調査・審議するものです。

これより、案件の調査に入りますが、会議の進め方についてお諮りいたします。

まず、事務局から資料の説明を受け、そのあとに、検討項目ごとに順をおって審議し、方向性を見いだしたいと思っております。

概ね一定の意見交換が終了した段階で、本件に関する本委員会としての取り扱い等について協議をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（平野隆雄）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りいたしましたとおり進めてまいります。

それでは、「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」を議題といたします。

資料の説明を求めます。

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

それでは、資料の2ページをお開き願います。

1、前回会議の確認。

令和7年10月2日に開催した特別委員会では、第4回会議で改めて各議員の考え方を整理したアンケート調査の結果を基に、各検討項目について議論し、方向性について確認を行っております。

なお、各検討項目について特別委員会としての方向性は以下のとおりです。

（1）議員定数。

議員定数については、議論の中で現状維持とする意見や現状の9人を定数とする意見のほか、8名以下といった意見もありましたが、最終的にはもっとも意見の多かった現定数10名から1名減じ、定数を9名とする方向で確認をしております。

なお、今後予定されている「町民と議員との懇談会」で説明する際には、現状維持・8名以下とする意見もあったことを合わせて報告し、意見を求めることとしました。

（2）議員歳費。

議員歳費については、諮問会議の議論等において町民の理解を得るためにも算定根拠を明確に示す必要があるとの指摘・検討を踏まえ、現行の「福島町方式」を採用・条例化し現在に至っており、令和5年の改選後からは比較対象とする給与を「町長・副町長・教育長」の月額平均から「町長」単独に見直すことで、歳費を増額しており、現在の歳費は管内平均を上回る状況にあることから、特別委員会としては「福島町方式」を維持・継続していく方向で確認をしております。

なお、今後予定されている「町民と議員との懇談会」で説明する際には、増額の意見があったことも合わせて報告し、意見を求めることとしております。

（3）議員のなり手対策。

議員のなり手対策については、先進地視察や議会モニター制度の導入等の取組を進めてきたが、見直し項目の一つであるハラスメント条例の制定については、該当する事例が発生してからでは遅いとの意見もあったものの、現時点では単独の条例として制定せず、当面、議員政治倫理条例にハラスメント条項を追加することで整理することといたしました。

(4) 議会改革の見直し。

①常任委員会の在り方については、現在の2常任委員会を1常任委員会とする意見が多かったこともあり、特別委員会としては、1常任委員会とする方向で確認をしましたが、1常任委員会とした場合の具体的な運用については引き続き議論を進めることとしております。

②議員政治倫理条例の検討については、ハラスメント条項を追加・整理し、改正を行うことを確認しております。

次のページをお願いします。

2、今後の議論の進め方について。

(1) 議員政治倫理条例の改正について、と(2) 常任委員会の見直しについて、今後議論していく内容となっております。

4ページをお願いいたします。

はじめに、(1)の議会議員政治倫理条例の改正についてです。

1の目的といいますか改正の理由になりますが、議員のなり手対策の項目として検討していたハラスメント条例については、新たな条例を制定せず現行の議員政治倫理条例内にハラスメント条項を追加して整理することから、議員政治倫理条例の改正内容について検討を行うものです。

2の当議会の議員政治倫理条例に定める政治倫理基準ですが、現在、議員政治倫理条例で定めている政治倫理基準は以下のとおりとなっております。

その下の括弧枠内に条例の抜粋がしておりますが、第4条として、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。として、(1)として町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会・議員の品位・名誉を損なう行為を慎み、常に人格と倫理の向上に努め、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。

(2)として福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。

(3)として福島町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等、福島町が行う許可・請負その他の契約等に関し、特定の者のための不正な働き掛けをしないこと。

(4)として福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。としております。

次に、3の政治倫理条例で規定している町村として、実際にハラスメント行為を政治倫理条例内(政治倫理基準)で規定している町村をいくつかピックアップしております。

(1) 政治倫理基準内に規定しているパターンとしては、栗山町や苫小牧市、市原市などがあり、政治倫理基準内に表のとおり規定しております。その下に何市町かの規定している部分書いてありますので、ご参照していただければと思います。

次に、(2) 政治倫理基準内ではなく、別条として規定しているパターンとしてはつがる市などがあり、ハラスメントの禁止について表のとおり政治倫理基準とは別にハラスメントの禁止という形で規定しているところもございます。内容については、ご覧になっていただければと思います。

次に、4の条例の一部改正(案)として、事務局の案を掲載させていただいております。

他市町の条例の規定を参考に、以下新旧対照表のとおり新たな条項は設けず政治倫理基準項目に人権侵害行為等について3項目を追加する案を検討しました。

第4条としては、政治倫理基準として規定している第1号から第4号の後に、第5号として、その地位を利用して人権侵害のおそれがあるハラスメント行為をしないこと。

第6号として、公職にある者としての発言、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評の流布等の名誉棄損等の行為をしないこと。

第7号として、その地位を利用して第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明、扇動する行為をしないこと。を追加することで、ハラスメント行為に対応できるのではないかと考えております。新旧対照表は記載のとおりとなっておりますので、後程ご覧になっていただければと思います。

6ページをお願いいたします。

次に、(2) 常任委員会の見直しについて。

はじめに、1の現在の常任委員会の体制についてですが、常任委員会の定数は条例で、総務教育常任委員会6名、経済福祉常任委員会6名としておりますが、現状は総務教育6名、経済福祉が5名となっており、委員会開催の際は委員外議員の参加を推奨しております。

次に、2の常任委員会の見直しについてになりますが、10月2日開催の議会改革調査特別委員会で議論した結果、常任委員会を2常任委員会から1常任委員会にすることで確認をいたしました。1委員会にするにあたって検討が必要な項目が何点かございます。

①検討事項1として、常任委員会の名称について。

1委員会とした場合の新たな名称を決める必要があります。

②検討事項2として、常任委員会の定数について。

現状は1委員会の定数を6人とし、そのため正副議長を委員にしておりますが、1つの委員会とした場合、定数をこれまで同様正副議長を入れて9名とするか、7名として正副議長を職権対応とするかの検討が必要になると考えております。

③検討事項3として、委員会の構成について。

2つの常任委員会を1つにした場合、これまで2つの常任委員会で行ってきた所管事務調査を1人の委員長が対応することになりますが、年間25件から30件となる所管事務調査を1人で対応するのは委員長の負担が大きく現実的に困難と考えております。

そのため、委員会内でこれまでの所管に分けて対応できるような体制の検討が必要になると考えますが、委員長とは別に所管を仕切る委員を置いた場合、現行の議員の役職加算は委員長までであり、委員長と同じ職務を行うとした場合の報酬の在り方が課題になると考えております。そのため、どう対応するか検討が必要となります。

なお、6ページ下段に参考として令和4年度から令和7年度までの所管事務調査件数をまとめた表を掲載しておりますので、参考としていただければと思います。

以上で、資料の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（平野隆雄）

資料の説明が終わりましたので、質疑・意見交換を行います。

始めに、（1）議員政治倫理条例の改正についてを質疑・意見交換を行います。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

5ページですね。条例の一部改正（案）の中に（5）その地位を利用して人権侵害のおそれがあるハラスメント行為をしないこと。となっておりますが、ハラスメント行為というのはハラスメントって色々な種類ありますよね。さまざまある中で要はパワハラ、セクシャルハラスメント、あとマタニティハラスメント、女性の問題、もう一点がモラルハラスメントという大体おおまかには4点あるなかで、この人権侵害のおそれがあるハラスメントの中に文言の中に「さまざまなハラスメントにあたる行為」という文言も入れてもいいような気がする。

要はハラスメントと言っても色々な種類がありますので、「さまざまな」みたいなコメントも必要ではないかと思えます。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

議員おっしゃるとおり、ハラスメントの内容としては一番有名なのはパワハラ、次にセクハラ、最近色々なハラスメント書き出すと正直な話キリがない状態に今なっております。色々調べて確かにこのその上にあるつがる市とかはパワハラ、セクハラ、マタハラ等の文言書いているんですけど、今回は政治倫理基準の中に落とし込むという形であまり長くは、ひとまとめにしてパワハラという形で書かせていただきました。

議員おっしゃる「さまざまな」とか書いてもいいのかどうか検討させていただきたいとは思いますが、例として挙げた政治倫理基準内に規定した中でも特に「さまざまな」というところが特に書いてはいないというところが実際のところではあるので、意見としていただいて検討はさせていただきたいと思えます。

○委員長（平野隆雄）

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

というのも、要は今議員の中でも女性いませんよね。このハラスメント行為の中でもやっぱりつがる市のマタニティハラスメントこの辺って今はないかもわからないですが、今後何らかの形で出てきた場合、結構該当するところが出てくると思います。言葉の文言の中でも。要は女性批判なり産休で休まなければならない時に何らかのコメントがあった場合、これは本人僕らも例えばですけど僕らは何気ないつもりで言った言葉であっても、受け止める側がそう感じてしまった場合、これはその行為にあたりますよね。その辺も踏まえてやっぱり「さまざまな」という私は妥当な言葉だと思うんですよね。

要はハラスメントそれにあたる行為というのが、ハラスメント行為であれば色んなハラスメント言っても本当に色々な種類がありますので、その辺はやっぱり「さまざまな」ようなコメントが私は大事だと思いますので、その辺も検討の材料として考えていただければなと思います。

○委員長（平野隆雄）

先日テレビの番組の中でも、このつがる市あたりの4つの部分以外に、かなりのハラスメント部分が新しいものが出てきてますよね。全然聞いたこともないようなものも。だからそういう風なものを整理していくには、どういう風にしたらいいかということだと思いますよね。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

ハラスメントはつがる市の例だけで言ったら今のところ3点。その他にその他というコメントでハラスメントというあれになっているのですが、おおまかに言うたら僕はパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、これが大きなもので4点だと思っています。

モラルというのは人に対して嫌がらせ行為、この辺も何て言うんですかね、福島条例の中では5か6、7の中には入っていませんよね。要は、受け止める側がそう感じてしまう、言う人間はそんなことは無いかもわからないですけど、そんなつもりであるならばそれはあたりますけど、そのつもりがなくても受け止める側が感じてしまったらその辺ってコメント的には「さまざま」なりハラスメントのやつは色々な種類がありますので、その辺をちょっと検討材料として考えていただければなと思います。

○委員長（平野隆雄）

ほかにございますか。

6番木村委員。

○委員（木村隆）

倫理条例の改正ということで、結局は受け手がハラスメントだよと認識した場合に、どういう対応をとるのか色々なケース出てくると思うんですよね。

要は報道なんかでもありますが、議員が特に役場職員なんかに威圧的なことを言ったとか、議員同士でいざこざがあって悪口を言い合ったとか、それが起きた時に、そう思った人間がどこに訴えの提起をしてどういう処分が行われるのかというのを、どういう風に考えているのでしょうか。

現実的に条例は作ったのはいいけれど、もちろん何も無いのがいいわけですよ。けども、起きた場合にどういうことになるんだろうかというのが今これだけだと見えないというか、その辺どうなんでしょうか。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

(休憩 10時52分)

(再開 10時53分)

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

どこにという話ですけども、まずは既存の今の議員政治倫理条例の中で審査の要求という形がございます。町民は疑いがあると認められた時は、被選挙権者を有する者の総数の50分の1の連署をもって事務

局にその内容を申告するような形になって、そのあと、議会としては審査会を設置してその内容について審査していくというような形になっております。

また、職員についても当然受けたとか職員同士もありますけども、あれば総務課のほうに申し出をすることになっておりますので、そこから事実確認はされていくことになると考えております。

まず流れとしてはそのような形になると考えて、処罰についてはこの審査会等で事実確認をしていったうえで必要な処罰をすることにはなります。処罰の内容については公表等はすることになるんですが、実際どういう処罰がおこなわれるかというのは今後の検討にはなるのかなという風には考えております。

○委員長（平野隆雄）

6番木村委員。

○委員（木村隆）

すみません、局長の最初のほうが聞こえなかったんですけど、もう一回言ってもらえませんか。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

今ある政治倫理基準の中で、まずは審査の請求という項目がございます。政治倫理基準の下にあるのですが、その中で町民はハラスメントを受けたということを感じたというか受けたということがあった場合は、被選挙権を有する者の総数の50分の1以上のものの連署をもって議長に対して申し出をするという風に決めておりますので、議員から町民が受けた場合は町民がそうやって持ってくるという形になります。

繰り返しになりますけども、職員の場合は当然総務課のほうに申し出をすることになりますので、そこから事実関係等があれば議会のほうに通知が来る形になると考えております。

○委員長（平野隆雄）

6番木村委員。

○委員（木村隆）

議員同士でそういったことが起きたらどうなるんですか。同じ審査会みたいなのになるんですか。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

すみません、議員についてもその審査の要求ということでありまして、議員にあっては2名以上の連署をもって議長に申し出をするという形になりますので、議員が議員に対してパワハラなりモラハラなり何なりハラスメント行為があった場合は、そういう手続きを踏んでいただくということになると思います。

○委員長（平野隆雄）

ほかにございますか。

ほかに意見交換ございますか。

7番熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

条例ちょっと確認したいんですけども、条例をこうやって決めておいて、万が一これに該当するような問題が起こった時にその運用の基準そのものを細部あるんですよ。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時58分）

（再開 10時59分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

基準といいますか先ほどもちょっと答えたんですが、まずそういうのが申し出があった場合に議会とし

ては審査会を設置いたします。その中で事実確認等やっていくことになると思います。ちょっとそのあとになって、どういう処分をすとかというのは特にそこでは書いておりませんので、まずその審査会の中でこの方はそれこそよくニュースとかでもなりますけども、議員の不信じゃないけどもそういったようなものをやるとかというのをその中で決めていくことにはなると思うんですね。なので、明確なこれにあたればこうという基準というのは特に定められておりません。

○委員長（平野隆雄）

7番熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

実に先ほど藤山委員からも木村委員からも言っていることというのが非常に微妙な中身が微妙な話になってくるだろうと思うんです。だから、この条例のところではいわゆるハラスメント行為をしないという禁止条項としてこれは出ているんだけど、じゃあハラスメントそのものがどうなんだ、これはどういう風なハラスメントで、このハラスメントにあたるか当たらないか、先ほど出ているようにその受け手側の感覚でハラスメントだと感覚で受ければ、これはハラスメントになるんだよというのがいわゆる社会通念上の現状だと思うんだけど、非常にその辺のことを判断していくというのは微妙な話になってくるので、きっと他所のところを見ても、いわゆる倫理条例の中にこういう風にして一定のところまで今検討しているところに入れ込むのか。ハラスメントとしてもっと厳密なところまでおそらく現実に様々な問題にぶつかって色んな処理上で苦慮したところではハラスメント条項を別に禁止条項として持って、その中に細かな基準を盛り込んでいるという風な状況におそくなっていっているんだろうなという風にして推定するんだけど、当町のこの状態であれば、その入り口のところで条例としてのところできちっとやっぱりハラスメントは相手方の状態でもって受け方によって、そこに抵触するような思いはそれぞれの倫理観でもってきちっとやっぱりやめようよというところの条例の設定の仕方だと思うんだけど、それでいいのかどうなのかというところを決めてしまえばいいんでないかなと思うんだけど、どうですかね。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

その決めるという行為で前回の時に提示したのが別にハラスメント条例をつくりますかというのと、今ある政治倫理条例の中に項目を設けますか、項目というかこういう風に入れますかという話をして、新たな条例の制定はしないということで決まったと思いますので、なので今はこの政治倫理条例の中にこの条項を足して加えて整理したという形になっております。

先程の資料の中にも入っていますけど、つがる市のようにこれは政治倫理基準というのは別に第何条というのがあって、その下に第何条としてこれはハラスメントというのを禁止というものをつけていますので、ここまで書くかどうかという話ですよね。それを書いてもいいんだとは思いますが、それを書くのであれば逆に別立てしたほうがいいのかなというような気もしましたので、今回は事務局のほうとしては落とし込むような形で整理させていただいたというのが事実でございます。

○委員長（平野隆雄）

7番熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

そうであれば、この5、6、7をこの程度の追加の形にしておいて、先ほど藤山委員から出てきたハラスメントの種類というのはいっぱいあるよねというところのその工夫もやっぱり必要かなと。単純にハラスメント行為という風なことじゃなくて、全面的・全体的な様々なハラスメント行為に関してこの条項の中では意識しているんだよということを、きちっとやっぱり付け加えておいたほうがいいのかという気もするんですが。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

そのことが様々なということなのかどうかはちょっと分からないですけども、実際の話としてハラスメント行為というので全てを包括できるかなとは思いますが。様々というよりもあらゆるハラスメント行為、うしろにハラスメントとつきますので、今言ったとおりマタハラだろうがセクハラだろうが色んなハラス

メント、要は何々ハラスメントですから要は迷惑行為ということになりますので、その内容については受けた側が何で受けたという感じにもなるのかなど。女性が受ければセクハラだという話にもなるんでしょうし、男から男が受けたのであればそれはパワハラだとかモラハラだとかという話にもなるのかなと思うので、その分については審査会設置されたなかで決定していく形、決定というか議論していく形になるのかなという風な気もしております。

○委員長（平野隆雄）

6番木村委員。

○委員（木村隆）

今、福島の政治倫理条例をちょっと見させてもらいまして、今その3つの条例を追加しようということなんですけども、その何て言うんでしょうか、自分が今想定しているのは強烈的なハラスメントになった時に審査会に請求してというのをきっと想定されているような気がするんですよ。

これが例えば些細なことでも、何か繰り返し請求するみたいなことが起こると、常に審査会みたいなのが行われるような気もするんです。だから何かその請求は確かに来るかもしれないけども、その段階で実際それを受ける側が来たからすぐ審査会ですよとかじゃなくて、何て言うのかな、あまり繰り返しそういうことも起きるようであれば、かえってごちゃごちゃになっていくような気もするんですよ。

だから単純に審査会を開かないで注意ですよとかそういう懲罰になる前にそこで口頭注意ですよみたいな感じでもいいのかなと思うんですよ。受け手と訴えられた側の言い分を聞いて、注意で留めるよみたいな制度があってもいいんじゃないかなと思ったりするんですけど、どうですか。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

その点についての考え方として、おそらく今見られたということなんですけども、審査の請求の部分で単独では出せないんですよ。要は受けたからって直その人が議長に申し出ることはできないので、ここに書いている議員であれば他に1人賛同者がいなきゃ持って来られないんですよ。

町民であれば有権者の50分の1以上の連署が必要になりますので、当然、頻繁に変な話になるかもしれませんが簡単に俺受けたんだよねって持って来られないと思います。

当然その連署をもらうなりする時に、その方から「いや、待てよ」というか内容を聞いて、ちょっと最初に話したほうがいいんじゃないのみたいなことは言われるのかなという気はしておりますので、木村議員がちょっと恐れているというか考えているような頻発するようなことはおそらく起きないんじゃないのかなと考えております。

○委員長（平野隆雄）

6番木村委員。

○委員（木村隆）

おそらくは起きないのかもしれないんですけども、どうしても政治やっていると感情的になったりするわけですよ。こういう活動しているとね。だからその辺は私ちょっと恐れてはいるんですよ。

もちろん、ない事には越したことがないんでしょうけど、やっぱり人間関係の社会なので、今までだって何十年もやってきて嫌いになった人もいるし、すぐまた仲良くなったりする人もいるし、その時その時の政治の在り方で人間関係が変わってくるわけですよ。議員の仲だって。全く口も利かない人だって出てくるし、そういうのもちょっとどうなのかなという風に心配は若干しています。

○委員長（平野隆雄）

ほかにございますか。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

先程言った中に付け加えるんだったら、今木村議員のほうからも色々あるなかで、過去のことを振り返っていったら小さなことがだんだん積み重なって行って、これが本当にハラスメント行為にあたるのかな。要は受け手、受け手というか例えば自分であれば受け手が不快と感じた場合完全に本当にハラスメントにあたります。要は不快になってしまったら、もう不快というか、これって何か意図あって言っているんじゃないのというような言葉ですね。要は5番6番7番の中にも受け手側が不快とかというコメント的なもの

のというのは、ある程度言う側の言い分が多くて、受け手側のあれというのは入っている部分ってそんなにないような気がするんですよね。要は受け手側がそう感じたらそうなるので、僕も何て言ったらいいのかあれですけど、やっぱり不快に感じたらとかというような文言も加えておいてもいいような、一番それがないのがいいことなんですけどね。

ただ、積み重ねでやっぱり昔に何かこういう風なことあって、それがだんだん積み重なって行って、それが最終的に爆発した段階でそういう風な何て言うんですかね訴えるというかそういう風な行為に行くとと思うので、その辺はやっぱり受け手側が不快と感じる行為をしないみたいなその辺の文言も付け加えてもいいような気もします。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

藤山議員がおっしゃることがハラスメント行為なんです。なので、それをここに書くというのは書いているんですよ。ハラスメント行為をしないこと。なので、受け手の気持ちを書いてしまうと条例としては変な形になっちゃいますので、あくまでもこれは議員としてこういうことはしていきませんよという話なので、当然それは相手が傷つくようなことは言わないでね、言わないようにしましょうという条例になりますので、受け手のほうの気持ちを書いていることにもなるんじゃないかと私は考えておりますので、だからここで「ハラスメント行為をしないこと」というのは要するに相手が不快に思うようなことはしないことですから、なので藤山議員が言われていることは書いているという風に考えております。

○委員長（平野隆雄）

ほかにございますか。

5番平沼委員。

○委員（平沼昌平）

この文章を見れば何々をしないことって書いているんだから、要は悪いことしないこと。交通違反をしないこととか、そういうような感じでの行為事項に対しての一種一人ひとりのモラルの持ち方だと思うんですよね。そうであれば、なってもある程度はごちゃごちゃになる前に、やはり議長に対してなり副議長に対してなり受ける側も受けた側も一応その中に入ってもらってその状況を聞くとか、そういう手法である程度やったほうが私はいいと思うんですよね。いきなりその委員会だ、やれ何だ何て言って大きくするよりも、そこで注意しても聞かなかつたら政治倫理条例で各委員というのはやっぱりそれぞれ責任持っているわけですから、やれ問責だ人員勧告だという風に進んでいくことになるわけですから、ですから文章はこの程度でいいのではないかと思うんですけどね。どうですかね皆さん。

○委員長（平野隆雄）

問いかけていますけども、皆さんどうですか。

今の平沼委員の話に対する。

「（発言する者あり）」

○委員長（平野隆雄）

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

今の平沼委員の中で、ある程度のところはいいと思うんですけど、文言の付け加える部分と「さまざまな」とかハラスメント色々あるので、その辺は付け加えたほうがいいと思います。

要はハラスメントというても、本当に色んな種類ある中での形なので、さまざまなりその辺のハラスメント行為にあたるかその辺は文言には必要だと思います。

要は本当に些細なことであっても、それは受け手がそう思ってしまつたらそうなる。要はハラスメントのものが色んな種類あるから、どれだどれだかって言っても本当に色々あると思いますので、その辺はやっぱり「さまざま」なりその辺の文言は付け加えるべきだと私は思います。

○委員長（平野隆雄）

5番平沼委員。

○委員（平沼昌平）

藤山議員のそのおっしゃるのはよく分かるんです。ハラスメントでもハラスメントという袋の中にはさ

まざまなものが入っていると思います。でも、ハラスメントという袋の中でひと区切りになると思うんですよ。ハラスメントの中の何々とか。言っていること分かりますか。そのハラスメント何々ハラスメント、何々ハラスメントってこれから出て来るであろう未来永劫のハラスメントに対しても全部項目書かなければならないということですよ。

でも、ハラスメントという袋の中でこういうものもあるよね、ああいうものもあるよね、これから出てくるものもこういう項目もあるよねってことになる、その中でまざまなものに結びつけていけばいいんじゃないかと思うんですよね。だからわざわざこの条例にハラスメントまざまなハラスメントというよりもハラスメント条例という1つの区切りの中での話し合いということになると、今まざまなというのは藤山議員ももっともハラスメントの余裕を持ったものの考え方というものもあるかもしれませんが、ハラスメントという中に入れると藤山議員思っている以上にまざまな項目のハラスメントが含まれていくという風には感じませんか。私は「まざま」はいらないと思うんですよね。

○委員長（平野隆雄）

条例ですから、今、平沼委員長言っているほうが良いと思うだよね。俺、立場上あれだけでも、藤山委員のなら、今これから新しいものも出てきたらまたそれも追加していかなきゃならないことになるし、ハラスメント条例ということで。

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

言っていること分かるんですよ。分かるんですけど、ハラスメント先ほど平沼委員が言ったように、ハラスメントが大きなものでハラスメントは分かるんですよ。でも、何かあった時に全部が全部ハラスメントで済ませるもの、その中で色々出てくるから私は文言の中の頭には「まざま」要は色んな言葉の中でも例えばですけど「ハラスメント等」とかという言葉も加わりますよね。

もう本当に要はハラスメント等行為とか、要はそういう風な文言の中には「まざま」というのは本当に僕は必要ないと言いますが、私はコメントの中には必要だと私は感じます。

○委員長（平野隆雄）

まざまなハラスメント、それは事務局がその部分を名文句を作り出して条例を作っていくたい。

○委員（平沼昌平）

これはもう委員長一任で決めたほうが良いのでは。

○委員長（平野隆雄）

そのほうが良いと思いますけどもね。

○委員（熊野茂夫）

結構議論の中で今の話し深まっているから、あとは委員長一任して、ここのところ条例の中に組み込んだんだから、それでもってやっていけばいいんじゃないですか。

○委員長（平野隆雄）

まざまなハラスメント条例とかね、そのようなことで委員長にお任せください。

次に、(2) 常任委員会の見直しについて、質疑・意見交換を行います。

常任委員会を1つにするという風なことです。その中身について結構議論あると思いますけども、どうでしょうか。

2番佐藤委員。

○委員（佐藤孝男）

1 常任委員会にするということであれば、これだけの所管事務調査の数が、やはり1人の委員長で賄うことは大変だということだと思います。そういう中でやっぱりそこに関わってくる委員長は1人で仕切れるわけにはおそらくいけないと思うんですけど、やっぱり今のその中身というかその中には委員長を2人置かなければ私は駄目だと思うんですけど。

ただ、報酬の問題というか何か条例の中には1つの委員会に2人の委員長を置いて報酬を分けるというわけにはいかないし、だからその点についてやっぱり何かの方法で、1つの委員会だけ2人の委員長を置いた場合にほかの何かの恰好でもう1人の委員長にも対応するようなそういう考えでいったほうが良いと思うんですけどね。

○委員長（平野隆雄）

ほかに。

4番小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

前回の委員会で確か藤山委員が総務は総務の委員長で、経済は経済の委員長でそのままやるというような話でなかったですかね。確か。それで了解していると思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（平野隆雄）

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

前回で説明したのは、形上1つの委員会にするのであれば、要は総務の部会はこれは全員にもなります。経済のほうも全員出る話になります。委員長を要は総務の担当であれば総務の委員長をつけると。経済のほうに関しては経済の委員長をつけるという説明で、要は1つの委員会なんだけど一応委員長は2人ですよというような僕説明はさせてもらいました。

今回も要は1つにするんであっても名称は例えば総務経済常任委員会という形の委員会にはなると思うのですが、例えばですけど担当の分によって委員長は各方向でつけておいたほうがいいような気はすると私は言っているので、そのままのとおりでいいと思います。

○委員長（平野隆雄）

ほかにございますか。

なければ、局長のほうから色々なことがあるみたいで、お願いします。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

まずは藤山委員おっしゃるような所管に応じて委員長を変えると、そうすると1委員会という意味が薄れてしまいますよね。今と同じ状態。要は今の状態で全議員をどっちにも所属させればいいだけの話になっちゃいますので、基本1委員会であれば委員長は1人です。責任の所在がありますので必ず委員長1人になります。委員長、副委員長という形で委員会というのは存在することになりますので、先ほど藤山委員が言ったような2人の委員長で回すというのはそもそも想定できない話になります。

なので、それに代わって所管を誰かが担当するのかといった時には、先ほど説明でもいいましたけども、今、基本役職加算というのは委員長までです。なので、仮にですよ、仮に副委員長立てたとして副委員長がどちらかの所管をやりましたと言った時には、その方には副委員長でするので報酬は出ません。

となると、同じことをやっているのにも関わらず片方には報酬が出て片方には報酬が出ないというのもまた困った話にはなりますので、その点について色々検討が必要かなという風には考えているところです。

原則として、繰り返しになりますけども1委員会でするので2人の委員長というのは考えられません。同じ権限持っている人間が2人存在することになりますので、そうすると色々問題も発生するという事になります。

色々頭の中でこねくり回した部分も若干あるんですが、委員長がちょっとあるみたいだということと言ったんですけども、今考えられるのが今の報酬と変わらないような考え方でいくと、まず1つの委員会にしまして委員長決めて副委員長決めますよね。それで先ほど1人委員長がどちらかの今ある所管のどちらか、多いほうであれば経済のほうを所管すると。副委員長が総務のほうを所管するというような形で切り替えていくような形。

先程言った報酬の関係ですけども、今実際2常任委員会と言っているんですが、実際には3常任委員会です。広報・広聴常任委員会というのが存在しますので、その広報・広聴常任委員会というのは委員長が副議長になります。副議長の立場でやっていますので、実際委員長ですけども委員長の報酬としては出ていません。副議長の報酬として出ていますので。なので、今ある広報・広聴常任委員会の委員長を副議長から他の方に移行して、そうすると広報・広聴常任委員会の委員長ですから委員長報酬が出ます。

その方も新しく1つにした名称はこれから決めていただきたいと思いますが、委員会の副委員長になっていただきます。そうすると、仮にその方がどちらかの所管を担当したとしても別のところで委員長報酬出ていますので報酬としては変わらない状態にはなるのかなというのが、ちょっと頭の中でまだ考えている最中ではありますが、あるというのが1つございます。

○委員長（平野隆雄）

1番藤山委員。

○委員（藤山大）

今の事務局の説明は分かるんですが、じゃあですよ、常任委員会の今回であれば総務7件、経済15件、これ委員長1人で全部こなすという方向になりますよね。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

言ったとおり、1人でこなせないから委員長2人じゃ無理なので、なので委員長・副委員長を置いて委員長がどちらかの所管を担当して副委員長がどちらかの所管を担当すればという話をしています。なので、委員長1人で全部やるとは私は言っておりません。

○委員長（平野隆雄）

6番木村委員。

○委員（木村隆）

結局1委員会にして1人の委員長で回すと負担が大きいということですよ。それだったら思い切って所管の委員会の数を減らすというのも1つの案だと思うんですよ。シーンとなっちゃいましたけども、意見としてねそういう考え方もあるし、もしくは結局全員が参加するという形なわけですよ。1委員会にするということは。全議員がその委員会に入ることですから。

ただ、それが今委員長の仕事量で負担だということであれば、悪いんだけど意見ですよ、2つの委員会のままにして最初から2つの委員会に両方全員が出席しますよと。だから委員会の定数みたいなありますよね。それをだから最大の9にすればいいんじゃないの。どっちの委員会にも9人ずつ入りますって。そうすれば、委員長それぞれ総務の委員長、経済の副委員長、出席する議員は委員外じゃなくて委員として出てくださいねということになると思うんだけど、どうだろう。結局全員が出ればいいんですよ、1委員会にするということは全員が出るということですから。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

それを先ほど説明したと思うんですけども、2委員長にするとしたら、要は今の1つにするよりは2つのままで全議員を所属させればいいでしょって話になっちゃうというのをしたと思うんですよ。ただ、前回の会議で2常任委員会を1つにするという方向性で行きましたので、そのあとそうだとしたらどうしますかという話を今させていただいている状況です。

木村委員が先ほど言った全議員が出ればという話の中で、ちょっと決めていただきたいということとか検討事項1から3まで述べていたと思うんですけども、その2のほうで今定数というか6人を確保するために正副議長を委員として置いています。

ただ、今回これを1つにするとなると9人になるので、そうすると正副議長を委員から外すという考えも出るんです。というか、大体半々にはなっているのですが1つの常任委員会にしている町が今道内で29件ほどございます自治体が、そのうちの半分は委員会には議長が入っておりません。大体委員会というのは特別委員会もそうですけど議長を除くとなりますので、そうすると1つにして、今回は正副議長だから2人を除いて7人という定数で、議長は職権、議運とかもそうですけど職権でそこに座っているような形になる方法もあるのかなという風にはしております。全員出てしまうとまた色々と全員協議会で何が違うんだみたいなことにもなりかねませんので、そういう風に考えれば正副議長は人が多くなりますからその分外してもいいのかなという考えも若干あるということで説明はさせていただいております。

○委員長（平野隆雄）

6番木村委員。

○委員（木村隆）

思い出しました。ですから1委員会にするということは委員長の負担が増えるから、前回2年交代にしたらどうだという話をしたんですね。という意見です。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

その考え方もありかなとは思いますが。ただ、2年・2年でやってもその1年間で30件なり近い委員会の所管事務調査を1人の委員長がやるというのは変わらなくなっちゃいますので、その辺を委員長になる方が理解して了承していただけるのであれば、それでもいいのかなという気はしております。

所管事務調査の件数先ほど木村委員減らしたらどうだという話もありましたけども、それについては申し訳ございません。1つの委員会の中で話し合っていたいただいたほうがよろしいのかなと思います。

○委員長（平野隆雄）

ほかにまた別な意見ございますか。

今の局長から出された意見どうですか。

色々なことを考えてくれているみたいですが、どうでしょうか。

7番熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

1委員会の状況でやって、いわゆる委員会採決そのものが全議員でもってしていくということ結論的にはそういう話になってくる。委員外で出て来る状態を1つにして同じ立場でもって、どの所管に対しても全議員でそのことをやっていくという考え方で、人数が少なくなったらそれはそれでそのほうがいいのか。ただ、先ほど局長のほうから説明あったような、いわゆる報酬等の格付けの問題もあるんだろうとは思いますが、いわゆる2人の委員長という話にはなかなかないのはそれはそれで分かります。

今、広報・広聴という恰好で副委員長そっちのほうも対応しながらという形での1つのアイデアだろうと思うんですこれも。だから、そうであればそれでもってやってみたらどうですかね。私はそう思うんですけども、ここのところは運用上の問題で、事務事業減らすという話は私は基本的にはそれは賛成は、所管の部分は減らすということは基本的には考えるべきじゃないなど。やっぱりこれだけこまですと当議会でもってさまざまところに目配せしながら委員会の中で議論したことがやっぱり大事な部分で、相当やっぱり町政に影響与えてきているということを考えればね。ただ、議会の体制として人数をなかなか2委員会もっていただくだけの人数でということであれば1委員会にしていくということであれば、その中の工夫というのは先ほど局長が言ったような工夫が1つあるのかなという風に思いますので、ただ、そのうえで1委員会にした時に予算だったり決算だったり特別委員会はこれはこれでもって1つの形とっている。けども、じゃあこれが1委員会になった時にどのような名称で、どういう風なことでもってきちつとやっぱりそのところを説明がつくようにしていくのかなと、そのところを考えればいいんじゃないですかね。と思いますけども。

○委員長（平野隆雄）

鍋谷議会事務局長。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

やってみればということであれなんですけども、実際進めるとなると条例改正が必要になりますので、それでまたいづくなった時には当然条例改正がまた発生するということになりますので、その辺を頭に入れておいていただければと思います。

最後に出た名称の話なんですけど、すみません話があっちこちに飛んじゃったのであれなんですけども、まず決めていただきたいというか検討していただきたい3点のうち、まず名称をどうするかというやつ、事務局で決めればいいのかという話であればそれはそれで簡単なんですけども、一応意見はいただきたいなというような感じしております。

一応、先ほど言ったとおり道内に29自治体、1委員会、この辺でいくと木古内も1委員会なんですけども、やっている自治体ございます。調べてみたら一番多いのは「総務産業常任委員会」という名前です。次に多いのが「総務経済常任委員会」という名前です。ちなみに木古内はこの名前です。

ぐっと下がってちょっと少ないですけども「行政常任委員会」全部包括するという意味だとは思いますが、それ以降になると、ちょっと奇をてらったわけではないでしょうけども「まちづくり常任委員会」なり「いきいきふるさと常任委員会」とか色々なオリジナル的な部分もございました。

なので、事務局というか私としては1番無難な部分でいくと総務経済常任委員会なのかなという気はしていますけども、そうすると今ある文言の中から教育と福祉が抜けることになります。なので、その辺をどうするか。長々と今あるやつを単純にくっつけて「総務教育・経済福祉常任委員会」というのも有りかどうかはちょっと私も判断できないですけども、その辺でちょっと議員さん達の意見をいただければなど

いう気はしています。

○委員長（平野隆雄）

名称についてはどうですか。

1 番藤山委員。

○委員（藤山大）

名称の部分で木古内であれば2つみたいな話、今の形であれば全部4つ加える、長々ですけど仕方ないのかなと思います。

○委員長（平野隆雄）

4つという意見が出てましたけども、ほかにございませんか。

4つ並べた名称、それでよろしいかどうか。

まとめて2つにするか。

7 番熊野委員。

○委員（熊野茂夫）

総務とか経済とか所管の今までの分野でのその名前を網羅しようと思えば、さまざまところに無理がくるような気がするんです。だから、やってきている内容は行政の施行に関わる施策政策の事前の調査ですよね。実際に。

だから、その辺の視点のところからの名称を考えたほうが、どの分野にという風な名前の羅列をするような考え方よりもいいような気がするんですけど、どうだろうか。

ちょっと事務事業全般に関して調査していくという考え方でそのうえで名称を考えたほうがいいような気がするんですけども。ちょっとなかなかパッと出てくる名称ではないんですけども。

○委員長（平野隆雄）

名称については、もう一回しなきゃないと思うんですよ。だからその時までには皆さんご意見を頂戴することにして、今回はこの程度で。

「（発言する者あり）」

○委員（平沼昌平）

内容は大体決まったのかな。内容は事務局でさっきしゃべった内容が主流になっていくんでしょ。

○委員長（平野隆雄）

最後に熊野委員がそれをもってやってみたらという風なことでしたよね。

○委員（平沼昌平）

鍋谷事務局長が喋った……………。

○委員長（平野隆雄）

あとの話ですよ。だから、常任委員会の部分はそれでOKだと思うんですけどもね。

常任委員会の名称については、次までにいい名称を。

○議会事務局長（鍋谷浩行）

自由発言はやめてください。

暫時休憩してから自由発言を。

○委員（佐藤孝男）

まちづくり常任委員会。

○委員長（平野隆雄）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時40分）

（再開 11時48分）

○委員長（平野隆雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、ただいま議題となっております「議会体制の在り方・議員のなり手確

保対策等議会改革について」は、さらに調査を要するものと思われますので、継続調査とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（平野隆雄）**

ご異議なしと認め、本件については、継続調査とすることに決定いたしました。

次に、2のその他について、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○**委員長（平野隆雄）**

ないようですので、以上で本日の案件をすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

（閉会 11時49分）

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

議会改革調査特別委員会委員長

平 野 隆 雄